

意匠法改正の要旨

意匠法が昭和34年以来の大幅な改正が実施され平成11年1月1日をもって施行されました。ここではこの改正意匠法のポイント及びどのように運用していけばよいのかについて要約してみました。今後の意匠戦略の参考にして頂ければ幸いです。

部分意匠制度の導入。

従来は、物品の一部分にのみ特徴があるような場合でも部分意匠制度がなかったため、全体として出願する必要がありました。このため審査段階では全体として評価され、時には新規性がないとされたり、類似であると判断されてしまう場合が少なくありませんでした。これら为了避免するため、時には部品として無理矢理出願してしまうようなケースもありましたが、部品として登録されるには、その部品が単独で流通するものであることや互換性を有することなどが条件となり、せっかく出願してもこの条件にそぐわないものは拒絶されてしまう結果となることも多くありました。

基本的に部品出願の対象は汎用部品や、交換可能に設計された部品であったわけで、全体意匠に於ける部分というものを効果的に保護することは困難であり模倣の対象にもなっていました。

今回部分意匠制度の導入により、物品の特徴的な部分の創作についても権利が取得できるようになったことは特に類似商品の氾濫する今日、画期的な改正であると言えるでしょう。また、模様や表示部のみについてもその物品の一部分に施されている状態を部分意匠登録することが出来るようになったことも注目しておく必要があります。更に、今回創作容易性の水準が引き上げられましたので、全体としてはありふれた形状であっても部分のみに着目されれば十分に新規意匠として価値が出てくることもあることも認識しておくべきでしょう。

この部分意匠制度はデザインによる企業の独自性を確立する有効な手段となるほか、意匠模倣を防止する手段としても非常に効果があるものと思われます。

類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の新設。

従来の類似意匠制度では、類似意匠自体に独自の法的効力があるわけではなく、あくまでも本意匠の類似範囲を確定するというのが目的でした。従って、実際の権利侵害の裁判では「該当意匠は本意匠と類似しているか」どうかを裁判され、決して類似意匠と類似しているかというような比較は行われませんでした。極端な話をすれば類似意匠を数多く出願しても単なる類似範囲の確認にすぎなくなったり、その類似意匠のレベルによっては逆に類似範囲が意図しない方向に設定されてしまう結果になりうる、或いは、同業者にアイデアを提供してしまったということも少なくなかったものと思われます。結局、意匠出願に際しレベルの低い内容の類似意匠を併せて出願するようなことはデメリットはあってもメリットはなかったと理解してよいと思われます。

但し、これもデザイン時点で類似範囲をある程度確定させて、これを戦略的に権利化したものには非常に有効な結果をもたらした例もありますから、制度に問題があったというよりも運用する側の理解不足、勉強不足というものが多かったというところでしょうか。

新設の関連意匠制度では、本意匠に類似する関連意匠にも通常の意匠権と同じ独自の権利が設定されます。これにより同一人の類似する意匠についてもその類似範囲が設定されることとなり従来の類似意匠よりも広く権利を取得できるようになりました。つまり従来の類似意匠では出願された類似意匠に類似していても本意匠に類似していなければ権利侵害とならなかったものが、今回の関連意匠制度により関連意匠のみに類似していても権利侵害となるということです。但し、関連意匠は本意匠と同日に出願した場合のみに適用されることになりましたので、以前の類似意匠のようにあとで類似範囲を固めるようなことは出来なくなりました。つまり、より出願前の事前検討が重要になるということです。尚、今回の関連意匠でも旧類似意匠同様に関連意匠のみに類似する関連意匠は設定出来ません。

意匠出願方式の多様化。

願書・図面の記載要件が多様化・簡素化されたことにより出願意匠の表現方法が増えますので、従来とは異なる表現技法により、従来よりも少ない図面で出願意匠を特定することが可能になります。例えば、米国のデザインパテントで従来より採用されていた陰影による凹凸形状の表現などが可能になり、日本と米国で同じ内容の図面を使って出願するといったことも可能となりました。これで米国出願する予定のある意匠であれば、最初から陰影付きの図面を作成することで出願コストを削減することが出来るだけでなく、出願の同一性を維持できることとなります。ただ、ここで気をつけなければいけないことは、いくら方式が緩和されたといっても審査基準が緩和されたわけではありませんので、新しい方式で出願したとしても物品の形状を確定できないような図面では従来通り拒絶査定の対象となります。結局安易な図の省略は決してよい結果はもたらさないことを理解しておく必要があります。この改正は作図が楽になるというより表現方法が自由になりデザインのコンセプトをより正確に記載できるようになったことに注目すべきであると考えます。

特徴記載制度の導入。

出願人が自ら出願時や審査期間中に物品の特徴を主張できる特徴記載制度が導入されました。他者の物品とかなり接近している物品についてはこの方法を利用して出願時に積極的にデザインのポイントやデザインコンセプトをアピールしていくことが重要かと思えます。これにより審査の適正化・迅速化が期待できるでしょう。

さらにこの特徴記載の内容が広報に掲載されることに注目し自社物品に接近している他社の物品を公知意匠として引用すれば、無言の圧力となることも期待でき、模倣を有効に排除できるものと考えられます。このように特許庁が示す審査の適正化・迅速化とい

うよりも営業戦略の手段として活用することも考えられます。

創作容易性の水準の引き上げ。

創作容易性の水準が引き上げられます。従来は、国内産業の振興の目的もあり国内で広く知られたモチーフ又は意匠に基づいて創作容易かどうか判断されていましたが、改正後は、国内外を問わず公知の形態に基づいて創作容易かどうか判断されます。これは、今日のように日本の産業が世界にも幅広く認められるようになった状況下においては避けて通ることのできないことであると思われれます。新たな登録要件が加わり、後願の意匠が先願の意匠の一部と同一又は類似である場合、先願が登録されたこと等により公報に掲載されると、後願は拒絶されるようになりました。

機能にのみ基づく意匠の保護排除。

機能にのみ基づく意匠が部分意匠で登録された場合、弊害が顕著になることにも配慮し、機能にのみ基づく意匠の保護が排除されます。昨今、特にデザイン的な考案を含まないものでも意匠出願する場合も多く、本基準が適用されることも出てくるかと思われれます。しかるに機能以外の部分のデザインを設計者に要求するのなかなか難しい現状がありますので、同時に、今後設計者に意匠を念頭に置いた設計を行う教育というものも進めていくことが必要かと思われれます。ここでは機能美というものが意匠としての価値がなくなってしまうということではありません。物品の構成部品がきれいに配列されて、従来よりすっきり見えるような設計は十分に意匠的な価値があることには変わりはありません。ここで示されているのは、ある製品の機能から必然的に導き出される意匠ということですから、特許という基本特許のようなものは原則として意匠の要部として保護しないということです。従って保護される範囲が限定的になっていくということです。これによりなんら出願に制限を受けるものではありません。つまり特許や実用新案で出願されるべきものを意匠で出願してもその機能から導き出される形状は保護されないということを認識する必要があるということです。

システムデザインの保護。

物品のセットとして登録が認められる品目が現在の13品目から大幅に増加し、システムデザインも意匠登録の対象になります。さらにその登録要件から構成物品の新規性等の要件が除外されて、システムデザインそのものを対象とするようになりました。従来はシステムの構成物品の中に一つでも意匠の登録要件を満たさなければ拒絶されて分割出願を余儀無くされるといったケースが多かったのですが今後はそういった心配はないでしょう。但し、組み物として登録要件を満たし出願されたものは後日分割することが出来ませんので部分意匠、全体意匠、組み物意匠という順番で出願することとなります。システムを構成する個々の物品の外観は類似しなくても全体として類似する製品を考案するといったことも可能なわけですから、今後はこのシステムデザインについても

先に出願した図面をそのまま使って組み物として出願しても新規性等の要件で拒絶されることはなくなりましたので、積極的に活用してより強力な権利を取得することをお勧めします。